

団体交渉開催

全損保ゼネラルィ分会ニュース

団結

No.2

2017年8月29日発行

8月25日18時半より2時間。第1回団体交渉を開催！ 会社対応の稚拙さが露呈…雇用責任に対する認識も不十分

分会メンバー：内野委員長、郡司副委員長、山口副委員長、居相書記長、伊藤副書記長ほか組合員3名
全損保本部メンバー：浦上委員長、荒木書記長、及川副書記長
会社側メンバー：富岡総務人事部長、菅原法務・コンプライアンス部長、内田弁護士、高谷弁護士

団体交渉で以下のことが明らかになりました

- 日本支店の閉鎖はイタリア本社が決め、従業員の雇用継承なども含めた閉鎖の具体的な内容はすべて日本支店＝荒金代表が独断で決めたということ。
会社：イタリア本社が日本支店の撤退を決定し、それが日本に伝えられた。そのうえで、日本支店において閉鎖の方法などすべてを決定した。
組合：では、雇用の継承などについては、すべて日本の代表が判断・決定したのだな。
会社：そういうことになる。
- 既に退職に合意した者も、後日明示された退職金や特別優遇措置に納得しない場合に異議を申し立てれば、会社は話し合いに応じること。
組合：正確な金額（退職金、特別優遇措置）も知らされずに分からない中で印鑑をついたことは無効ではないか。合意書を差し戻すべきだ。
会社：無効にはならない。
組合：納得した合意書ではない。正確な金額を見た人が「これでは合意できない」との申し出があった場合はどうするのか。
会社：そうした申し出があった場合は、話し合いに応じる。
- 組合が7月21日の日本支店閉鎖発表以降の退職はすべて「会社都合である」という指摘に対し、何も答えられなかったということ。
組合：会社が決めた退職日以外の退職は「自己都合」としているが、こんなことはあり得ない。日本支店の閉鎖が発表されたことで、みんな退職を考えざるを得なくなった。会社が勝手に閉鎖を決めたことが退職の理由なのだから、7月21日の発表後の退職は、すべて「会社都合」である。このことについては、今この場で確認して良いか。
会社：その点についても検討して回答する。

また、団体交渉では、以下のことも確認しています。

- ◇ 次回以降の団体交渉には、荒金代表が出席することを確認。
- ◇ 三井住友海上社には、「契約だけに移転する」という契約を結ぶことになっていること
⇒あらためて雇用継承を求めるとこの契約自体が無効になるということ。
- ◇ 2019年3月末の日本支店閉鎖の時点で「整理解雇」となること＝それ以前の「退職期日」を明示されている者が退職に合意しない場合にどうするかをまだ決めていないこと。
- ◇ 「守秘義務の内容が含まれる」としながらも、今後、本件に関する情報を労働組合へ提供するとともに、都度団体交渉を開催し誠実に労使協議を尽くすことを確認。
- ◇ 次回団体交渉の日程について、荒金代表の出席を前提に、2週間前後で設定すること、本日会社が持ち帰った内容について検討し回答することを確認。

団体交渉に明確な理由を示すことも無く荒金代表は出席せず

日本支店閉鎖という大枠の決定以外は、すべて荒金代表が独断で決めていたことが明らかになりました。その代表が団体交渉直前に明確な理由も無く出席しないということは、交渉から逃げているとしか考えられません。

そして、全権を委任されたという総務・人事部長は何一つともに回答できませんでした。

申し入れに対し会社はほとんどまともに回答できず

団体交渉に関する申し入れ：8月17日に会社へ提出

- 一、今般の日本支店閉鎖に関し、検討された経緯および三井住友海上社との間で締結した移転契約の内容について説明を求める。
- 一、その中で従業員の雇用の継承については双方でどのような確認や取り交わしがされているのかについて説明を求める。また、回答書では「MS社との関係上、雇用継承の交渉はできない」としているが、なぜできないのか説明を求める。
- 一、従業員の雇用維持について、経営としてどのような認識を持っているのか、雇用責任という観点から見解を求める。
- 一、従業員が求める雇用先の確保について、広く業界各社の求人情報など、経営の責任として努力する意思があるのか考え方を問う。
- 一、特別優遇措置について、回答書では「できる最大限の範囲」となっているが、一方で、「財務基盤は強固」と言っており、矛盾がある。雇用責任を果たす代償として真剣に検討した結果とは受け止められず、一般常識からしても到底理解できるものではない。検討の基盤を大きく変えて、あらためて提案するよう求める。
- 一、包括移転の予定日が2019年4月であるにもかかわらず、退職合意書への合意をこれほどまでに急ぐ理由を示すよう求める。
- 一、退職合意書に記載された退職日が個々で異なっていることについて、具体的な理由と判断した基準、決定したプロセスを示すよう求める。
- 一、東海支店および大阪支店について、支店業務および事務所、従業員の異動をどのようにおこなっていくのか説明を求める。
- 一、あらためて、本件に関するすべての情報を労働組合へ提供するとともに、都度団体交渉を開催し誠実に労使協議を尽くすことを求める。

会社が回答できず持ち帰った内容は、

- ◆ 従業員の雇用維持についての認識と見解
- ◆ 従業員が求める雇用先の確保について、業界各社に求人を求めるなど会社として努力する意思があるのか
- ◆ 「財務基盤は強固」としたことが何を指しているのか
- ◆ 2019年3月末以前の退職に合意しない場合、解雇するのかどうか
- ◆ 7月21日以降の退職について、すべて「会社都合」とするかどうか
- ◆ 再就職支援サービスについて、契約社員に提供されていないことの明確な理由
- ◆ 東海支店、大阪支店の閉鎖に関し、雇用の維持も含めた具体的な内容
- ◆ 組合掲示板の設置が可能か否か

**会社は組合の結成にあたふたし、打ち合わせ不足が明らかに！
雇用責任を果たし、従業員一人ひとりの要望に合わせた対応を！**

情報・意見・相談があれば何でも下記へ連絡ください



全損保ゼネラル分会

委員長：内野恭喜（営業部）

書記長：居相覚史（業務部）

全損保本部書記局

TEL 03-3551-7131

FAX 03-3551-8130

アドレス info@niu.or.jp